

令和2年度 栃木県立聾学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ことを認識し、幼児児童生徒一人一人を大切に守りながら、いじめに対応します。

いじめを未然防止・早期発見するために「いじめ対策委員会」を組織して、保護者、地域、関係機関などと連携しながら、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校」になるように取り組みます。また、いじめが疑われる事態を把握したときには「いじめ対応委員会」を組織して、早期の解決に向けて学校全体で組織的に対応します。

基本方針には、「『栃木県立聾学校いじめ防止基本方針』実践のための行動計画」を定め、教職員はその計画に基づいていじめに対応します。「『栃木県立聾学校いじめ防止基本方針』実践のための行動計画」は本校ホームページで公開します。

1 組織的な対応

- ・校内のいじめに対し、「いじめ対応委員会」を組織して、早期解決に向けて学校全体で対応します。
- ・いじめの事実に対して徹底調査を行い、客観的に事実を確認します。
- ・いじめられている幼児児童生徒を守りとおします。
- ・いじめられている幼児児童生徒と、その保護者の立場に立って対応をします。
- ・いじめた幼児児童生徒に対して、相手の心の痛みを気付かせて反省を促し、再びいじめを行うことのないように指導をします。
- ・いじめられた幼児児童生徒といじめた幼児児童生徒への指導体制について、「いじめ対応委員会」で決定します。また、いじめが解消した後も、それぞれを継続的に指導・支援します。
- ・いじめを見ていた児童生徒に対して、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせるなど、できることがあることを理解させます。

2 いじめの早期発見のための取組

- ・幼児児童生徒の声に耳を傾け、行動をよく見て、僅かな変化も見逃さないようにします。
- ・いじめアンケートを定期的実施します。
- ・いじめの早期発見のために「いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめアンケートの結果を共有します。
- ・教育相談を定期的実施し(小・中・高等部)、生徒理解に努めます。
- ・日頃から幼児児童生徒との信頼関係を深め、いじめを相談しやすい関係づくりに努めます。

3 いじめの未然防止のための取組

- ・教職員の間で、いじめについて共通理解を図ります。
- ・幼児児童生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成します。
- ・いじめが生まれる背景を踏まえた指導を実践します。
- ・自己有用感や自己肯定感を育みます。
- ・インターネットの危険性を理解させ、スマートフォンやSNSなどの適切な使い方について指導します。
- ・児童生徒が主体的にいじめの問題について考える機会を設けます。
- ・関係機関と適切な連携を図ります。